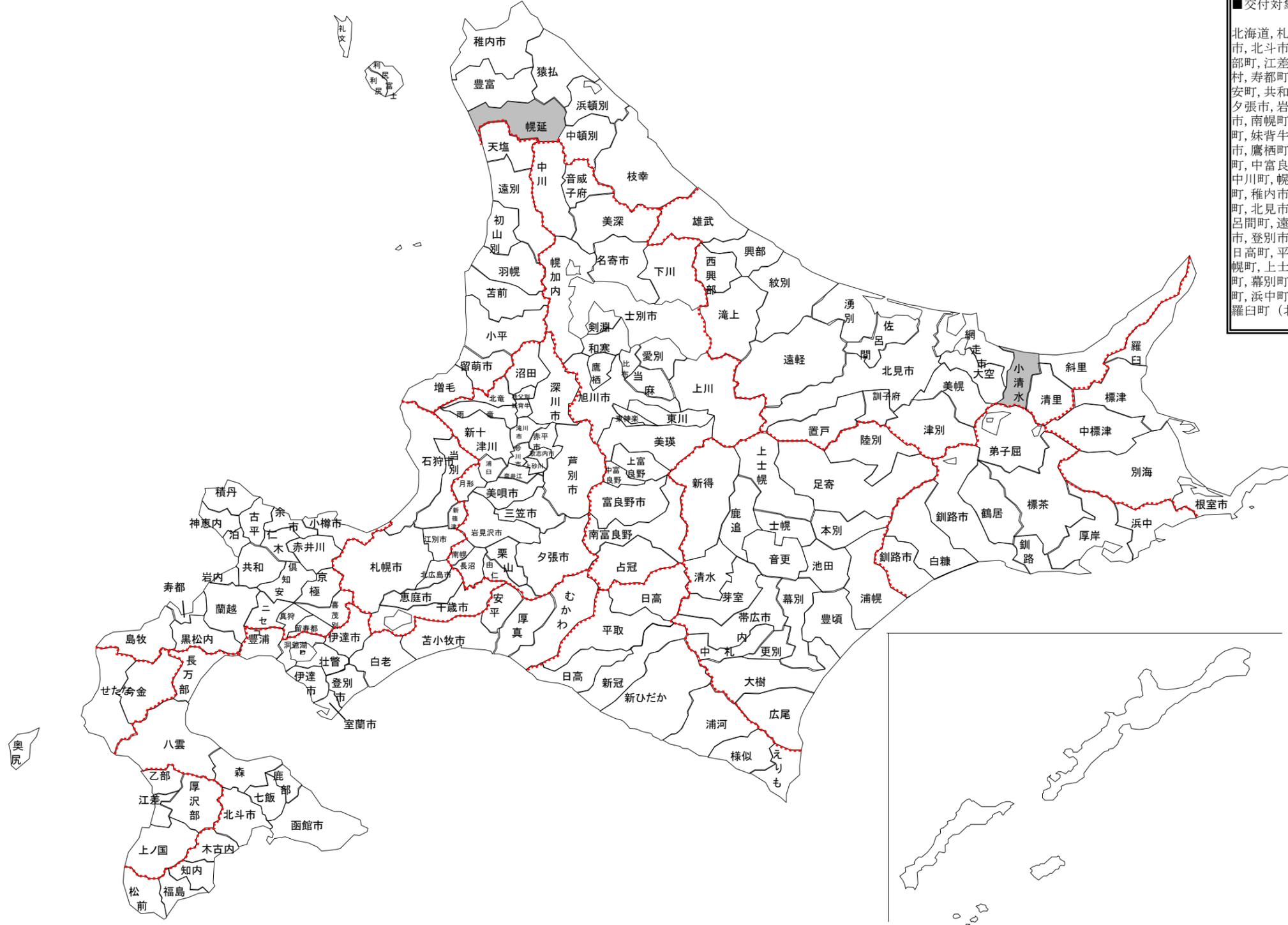


(参考様式3) 参考図面 社会資本総合整備計画

計画の名称	北海道(第5期)地域住宅計画	交付対象	北海道及び177市町村(下記交付対象欄記載のとおり)
計画の期間	平成29年度～令和4年度(6年間)		

■ 交付対象

北海道, 札幌市, 江別市, 恵庭市, 千歳市, 北広島市, 石狩市, 当別町, 新篠津村, 函館市, 北斗市, 松前町, 福島町, 知内町, 木古内町, 七飯町, 鹿部町, 森町, 八雲町, 長万部町, 江差町, 上ノ国町, 厚沢部町, 乙部町, 奥尻町, 今金町, せたな町, 小樽市, 島牧村, 寿都町, 黒松内町, 蘭越町, ニセコ町, 真狩村, 留寿都村, 喜茂別町, 京極町, 俱知安町, 共和町, 岩内町, 泊村, 積丹町, 神恵内村, 古平町, 仁木町, 余市町, 赤井川村, 夕張市, 岩見沢市, 美唄市, 芦別市, 赤平市, 三笠市, 滝川市, 砂川市, 歌志内市, 深川市, 南幌町, 奈井江町, 上砂川町, 由仁町, 長沼町, 栗山町, 月形町, 浦臼町, 新十津川町, 妹背牛町, 秩父別町, 雨竜町, 北竜町, 沼田町, 旭川市, 士別市, 名寄市, 富良野市, 鷹栖町, 東神楽町, 当麻町, 比布町, 愛別町, 上川町, 東川町, 美瑛町, 上富良野町, 中富良野町, 南富良野町, 占冠村, 和寒町, 剣淵町, 下川町, 美深町, 音威子府村, 中川町, 幌加内町, 留萌市, 増毛町, 小平町, 苫前町, 羽幌町, 初山別村, 遠別町, 天塩町, 稚内市, 猿払村, 浜頓別町, 中頓別町, 枝幸町, 豊富町, 礼文町, 利尻町, 利尻富士町, 北見市, 網走市, 紋別市, 美幌町, 津別町, 斜里町, 清里町, 訓子府町, 置戸町, 佐呂間町, 遠軽町, 湧別町, 滝上町, 興部町, 西興部村, 雄武町, 大空町, 苫小牧市, 室蘭市, 登別市, 伊達市, 豊浦町, 壮瞥町, 白老町, 厚真町, 洞爺湖町, 安平町, むかわ町, 日高町, 平取町, 新冠町, 浦河町, 様似町, えりも町, 新ひだか町, 帯広市, 音更町, 土幌町, 上土幌町, 鹿追町, 新得町, 清水町, 芽室町, 中札内村, 更別村, 大樹町, 広尾町, 幕別町, 池田町, 豊頃町, 本別町, 足寄町, 陸別町, 浦幌町, 釧路市, 釧路町, 厚岸町, 浜中町, 標茶町, 弟子屈町, 鶴居村, 白糠町, 根室市, 別海町, 中標津町, 標津町, 羅臼町



**法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項**

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となる。

**法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項**

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となる。（ただし、一定の要件を満たすことが必要）

**その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項**

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。

**空き家再生等推進事業に関する事項**

(1) 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の計画的な除却を推進すべき区域

北海道全域

(2) 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空き家住宅又は空き建築物の計画的な活用を推進すべき区域

北海道全域

**地域優良賃貸住宅の整備に関する事項**

(1) 整備を促進すべき地域

事業主体の区分	整備を促進すべき地域
民間供給	倶知安町全域、帯広市全域、網走市全域
公社供給	京極町全域、島牧村全域、黒松内町全域、泊村全域、奈井江町全域、浦臼町全域、妹背牛町全域、雨竜町全域、歌志内市全域、沼田町全域、秩父別町全域、北竜町全域、東神楽町全域、愛別町全域、東川町全域、下川町全域、猿払村全域、清里町全域、津別町全域、豊浦町全域、壮瞥町全域、厚真町全域、安平町全域、むかわ町全域、帯広市全域、中札内村全域、豊頃町全域、釧路市全域、釧路町全域、鶴居村全域

(2) 特別な事情のため地域優良賃貸住宅に入居させることが適当と認められる世帯

事業主体の区分	特別な事情のため入居させることが適当と認められる世帯
民間供給	(帯広市) 同居の親族のうち小学校就学前の児童がいる者又は入居者若しくは同居の配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者も含む。以下同じ。)が妊娠している者で、世帯の所得が15万8千円以下である者 配偶者を得て5年以内の者であって、入居者及び同居の配偶者の満年齢の合計が60歳以下で子のない者で、世帯の所得が15万8千円以下である者 60歳以上の単身者若しくは片方が60歳以上である夫婦等である高齢者世帯で、世帯の所得が月額15万8千円以下である者
公社供給	(奈井江町、浦臼町、妹背牛町、雨竜町、東神楽町、愛別町、東川町、下川町、清里町、津別町、壮瞥町、厚真町、むかわ町、中札内村、釧路市、鶴居村) 公営住宅の収入超過世帯(現在未入居の世帯も含む) (島牧村、秩父別町、北竜町、豊頃町、陸別町、沼田町) 公営住宅の収入超過者(現在未入居の世帯も含む) (猿払村) 40歳以下の単身世帯(現在未入居の世帯も含む) (津別町) 50歳未満の単身世帯(現在未入居の世帯も含む) (豊浦町) 65歳以上の単身世帯(現在未入居の世帯も含む) (島牧村、遠軽町、豊頃町、鶴居村) 単身世帯(現在未入居の世帯も含む) (釧路市) 公営住宅の収入超過者で単身世帯(現在未入居の世帯も含む)

(3) その他

都市再生機構が定めた供給計画に基づく子育て、新婚世帯向けの住宅を供給する。
---------------------------------------

## 民間住宅等を活用した住宅セーフティネットに関する事項

### (1) 課題

住宅確保要配慮者の居住の安定の確保

### (2) 目標を達成するために必要な事業等の概要

住情報提供・相談体制整備、既存住宅の活用、まちなか居住の推進、空家の住宅確保要配慮者専用賃貸住宅への有効活用等の推進、民間賃貸住宅の活用等により住宅確保要配慮者の居住安定施策の推進を図る。

### (3) 民間賃貸住宅を活用して住宅セーフティネットを強化すべき地域

北海道全域